

関島社会保険労務士事務所便り 2021年 7・8月号

関島社会保険労務士事務所
 (ひがし東京中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康 郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
 電話：03-3609-7668
 HP: <http://www.srseki.info>



(ハイビスカス)

雇用調整助成金等の特例措置 当面8月まで延長

厚生労働省は6月17日、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、沖縄県において緊急事態措置期間が延長され、また、東京都・愛知県・大阪府等の都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべきと

されたこと等を踏まえ、7月末までとしている現在の助成内容を8月末まで継続することを発表しました(下表＝別紙)。

なお、9月以降の助成内容については、「雇用情勢を踏まえながら検討し、7月中に改めてお知らせします。」としています。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容 別紙

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		～4月末	5月～8月			～4月末	5月～8月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円		地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	大企業(※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円		地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(注)
 東京都は、令和3年1月8日～3月21日の期間、及び4月25日～6月20日の期間、緊急事態措置を実施した区域であり、令和3年1月8日～7月31日まで特例措置の対象となる区域になっていました。これを当面8月末まで延長するとされています。

育児休暇 取得意向

性別にかかわらず企業に確認義務

男性が育児休業を取得しやすい職場環境をめざした改正育児・介護休業法が6月3日、成立しました。

◆来年4月から

改正法は、①通常の育休と別に出生後8週間以内に4週間まで取得することができる「男性版産休」の新設(2022年10月をめど)。

②性別にかかわらず自身や配偶者の妊娠・出産を届け出た従業員に対し、育休を取るかどうか、意向を確認するよう企業に義務付ける「育休義務化」(2022年4月から)。

③有期雇用労働者の場合、これまで1年以上働いていないと取得できませんでしたが、来年4月からはこの条件がなくなります。

◆育児休業とは

1歳に満たない子供を養育する労働者が、会社に申出ることによって、子が1歳になるまでの間で希望する期間、休むことができる制

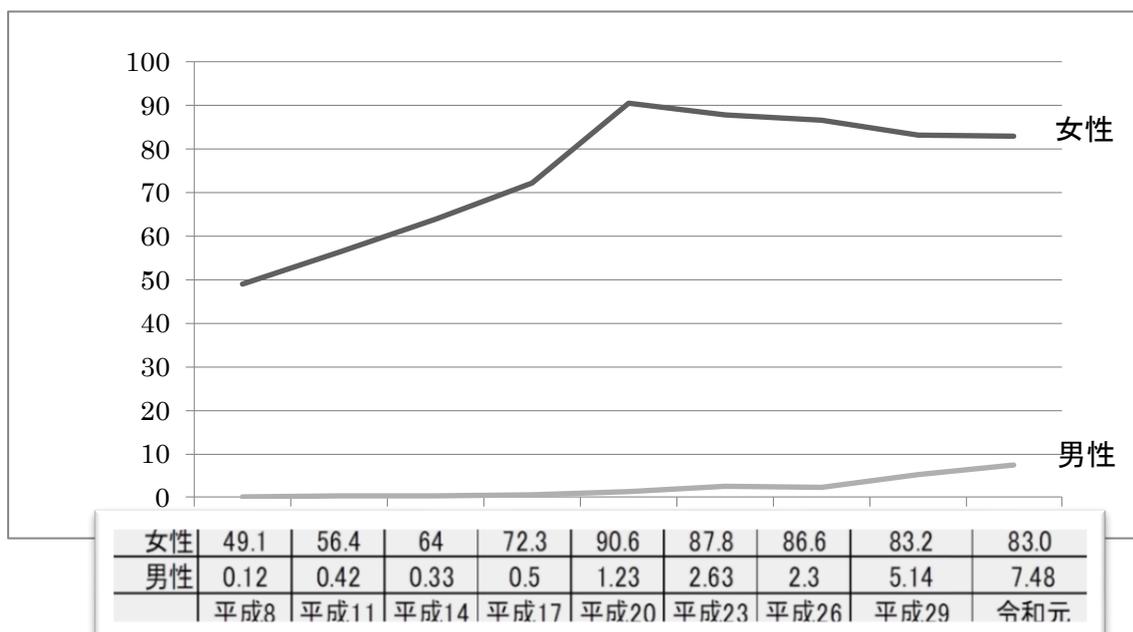
度です。男女どちらも取得可能で、保育園に入園できないときなどの場合、最大2年まで延長が可能です。育児休業開始月分から終了日の翌日の属する月の前月分までの期間、会社負担分含め社会保険料が免除されます。

◆職場環境改善が鍵

厚生労働省の調査では、男性社員が育休を取得できなかった理由として「会社で制度が整備されていない」「職場が取得しづらい雰囲気だった」が上位にのびります。

また、上司に育休の請求や利用を阻害されるなど、ハラスメントを理由に42.7%の男性社員が育休取得をあきらめたことも明らかになっています。こうしたことから、男性の育休取得率は、7.48%(2019年、女性は83%)と、伸びているとはいえこの10年で5%しか上昇していません。企業に育休確認義務を課すことで、取得しやすい職場環境の改善をめざしています。

育児休業取得率の推移



コロナ禍でも 従業員が不足する企業 37.2%

帝国データバンク社は、コロナ禍により制約のある中での企業の景気動向を調査し、5月26日その結果を発表しています。

調査期間は4月16日～30日、調査対象は全国2万3707社で、有効回答数は1万1003社（回答率は46.4%）。

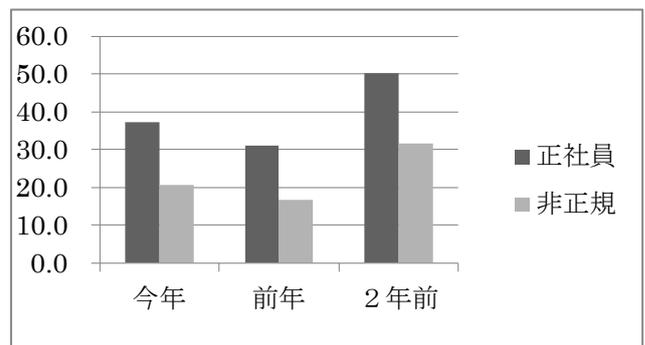
◆社員不足業種はメンテナンス・警備等

1, 正社員が不足している企業は、37.2%。1回目の緊急事態宣言の最中であった1年前と比較すると人手不足割合は増加しているものの、新型コロナウイルスの影響を受けていない2年前からは、10ポイント以上下回っています。

業種別では、「メンテナンス・警備・検査」と「教育サービス」が最も多く、以下、建設、情報サービス、農林水産、自動車・同部品小売が5割台と上位に並んでいます。

2, 非正規社員が不足していると回答した企業は、20.6%。1年前と比較すると増加しているものの、2年前からはやはり10ポイント以上下回っています。

業種別では、飲食店が50.0%と、5割台となるものの、2年前（78.6%）と比較すると大きく低下しています。



	今年	前年	2年前
正社員	37.2	31.0	50.3
非正規	20.6	16.6	31.8

従業員が「不足」している上位10業種

(%)

正社員				非正社員					
	2021年4月	2020年4月	2019年4月		2021年4月	2020年4月	2019年4月		
1	メンテナンス・警備・検査	55.6	46.5	67.8	1	飲食店	50.0	16.4	78.6
1	教育サービス	55.6	37.9	41.7	2	教育サービス	46.2	25.0	30.4
3	建設	54.5	48.2	66.3	3	各種商品小売	45.2	55.3	56.1
4	情報サービス	54.1	44.6	74.4	4	メンテナンス・警備・検査	42.8	35.2	56.2
5	農・林・水産	53.5	48.2	71.1	5	飲食料品小売	38.8	32.4	63.9
6	自動車・同部品小売	50.0	33.0	56.9	6	農・林・水産	37.9	38.5	36.6
7	放送	46.7	40.0	60.0	7	人材派遣・紹介	37.0	26.3	56.3
8	医療・福祉・保健衛生	44.4	42.5	47.4	8	娯楽サービス	33.3	23.6	54.7
9	家具類小売	43.8	41.2	44.4	9	電気・ガス・水道・熱供給	30.8	20.0	50.0
9	電気・ガス・水道・熱供給	43.8	30.8	28.6	10	専門商品小売	30.3	25.0	44.3

注：2021年4月の実印は2021年4月と2020年4月との増減、2020年4月の実印は2020年4月と2019年4月との増減を表す

●ワクチン 自治体への供給追いつかず

厚生労働省によると、全国の自治体に供給する7月19日から2週間分のファイザー製ワクチンについて、自治体側の希望量の3割程度しか供給できないと見通しという。そのため、新規予約受付を停止する自治体が相次いでいる。(7月3日)

●精神疾患の労災が最多に

厚生労働省の発表によると、2020年度の精神疾患による労災認定事例が608件(2019年度比99件増)となり、1983年の調査開始以来、最高となったことがわかった。最も多い原因はパワハラ。一方で、脳・心臓の疾患による労災認定件数は194件(申請数は784件で前年度比1,522件減)、労災認定率は29.2%で過去最低となった。コロナ禍で長時間労働が減ったことが一因とみられる。(6月24日)

●「過労死ライン」柔軟適用へ

厚生労働省の脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会は、労災認定の評価法を見直す報告書案を示した。月80時間の「過労死ライン」未満でも、それに近い残業や労働時間以外の負荷要因があれば業務と発症との関連性が強いと判断するとしている。労働基準監督署が基準を硬直的に適用する例があり、弁護士の団体などが見直しを求めている。一方、月80時間の基準自体は、引き続き妥当と記している。(6月22日)

●中小企業のコロナ一時支援金、余る見込み

政府が中小企業や個人事業主に最大60万円を支給する一時支援金の給付が、予算の2割にとどまっていることがわかった。6,550億円の予算に対し、6月10日までの支給件数は約31万件、1,259億円となっている。申請自体は約55万件(6月10日時点)だが、全申請を受けても予算が余る見込み。売上高が50%以上減る

など、要件が厳しいことも一因のようだ。(6月15日)

●アスベスト被害者への給付金 新法成立

アスベスト(石綿)による健康被害をめぐり、国家賠償請求訴訟を起こしていない被害者らを補償する「給付金制度」に関する新法が参院本会議で可決、成立した。国が被害者本人や遺族に対し、1人あたり最大1,300万円を来年度から支給する。厚生労働省は支給対象者を約3万1,000人と推定、支給総額は最大4,000億円と見込んでいる。(6月10日)

●パワハラによる自殺 トヨタが和解

2017年にトヨタ自動車の男性社員が自殺した原因が上司のパワハラだったと労災認定された件をめぐり、同社は遺族側と和解したことを明らかにした。同社は再発防止策として、匿名で通報できる相談窓口の設置や、管理職らを対象に部下や他部署、社外から評価を受ける「360度フィードバック」の導入を発表した。就業規則にはパワハラ禁止を盛り込み、懲罰も規定した。(6月8日)

●残業13.7%減、給与総額も8年ぶり減少

厚生労働省が28日に発表した2020年度の毎月勤労統計調査で、正社員の所定外労働時間が前年度比13.7%減、パート労働者21%減で、1993年の調査開始以来最大の減少幅となったことがわかった。飲食業や生活関連サービスでの減少が著しく、新型コロナウイルスによる休業や時短営業の影響によるとみられる。また、労働者1人あたりの平均賃金を示す現金給与総額は31万8,081円で同1.5%減となり、8年ぶりに減少に転じた。(5月29日)

